

<p>木更津市 「財政事情」の作成及び公表に関する条例 抜粋</p>	<p>国立市 財政事情の作成および公表に関する条例 抜粋</p>	<p>ニセコ町 ニセコ町まちづくり条例 抜粋</p>
<p>第 3 条 前条第 1 項の規定により <u>5 月 1 日に公表する「財政事情」</u>においては、<u>前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1) 収入及び支出の概況 (2) 住民の負担の状況 (3) 公営事業の経理の概況 (4) 財産、公債及び一時借入金の現在高 (5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前条第 1 項の規定により <u>11 月 1 日に公表する「財政事情」</u>においては、<u>4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。</u></p> <p>3 市長は、必要に応じ「財政事情」の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。</p>	<p>第 3 条 前条の規定により <u>7 月に財政事情を公表する場合における公表事項は、前年度の決算の概況のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。</u></p> <p>(1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 住民の負担の概要 (3) 財産、地方債および一時借入金の現在高 (4) その他市長が必要と認めた事項</p> <p>2 前条の規定により <u>11 月に財政事情を公表する場合における公表事項は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項とする。</u></p>	<p>第 2 章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則)</p> <p>第 2 条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利)</p> <p>第 3 条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任)</p> <p>第 4 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則)</p> <p>第 5 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 (意思決定の明確化)</p> <p>第 6 条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p>
<p>広報の掲載（月 1 回発行） 5 月…3 月末現在の前年度の予算執行状況（P2） 11 月…前年度決算の概要 今年度上半期予算執行状況（P2）</p>	<p>広報の掲載（月 2 回発行） 7 月…前年度決算見込みについて（P1） 12 月…前年度特別会計決算状況、前年各会計に係る決算審査結果（P2） 前年度一般会計決算 今年度上半期の予算執行状況（P3）</p>	<p>広報の掲載（月 1 回発行） 6 月…前年度下半期財政状況（P2） 10 月…決算（P3）</p>